

# ○学校等の課程学生の健康管理について（通知）

平成4年3月6日

海幕人第1128号

改正 平成8年3月22日 海幕人第1343号〔第1次改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて

学校等の課程学生の健康管理について（通知）

標記について、下記のとおり実施することとされたので通知する。

記

## 1 趣旨

最近の事例にかんがみ、学校等の課程学生の健康管理と事故の防止に万全を期すため、入校先の健康管理者が医師による医療を要する入校予定者を速やかに把握し、必要な事後措置を行うための処置について定めるものである。

## 2 課程学生健康状況の通知

健康管理者は、指示区分B：要注意・要医療と診断された入校予定者について、課程学生健康状況通知（別紙様式）を作成し、着校期日までに入校先の健康管理者に送付する。

## 3 健康状況通知の対象となる課程

健康状況の通知は、次表に記すとおり、着校時に身体検査を実施しない課程で、かつ、体育活動が課目標準で定められている課程への入校者について行う。

	課 程 名
幹 部	幹部学校各課程 幹部中級各課程 幹部専門各課程
曹 士	上級海曹特技課程 中級海曹特技課程 海曹士電子基礎課程 海士特技課程

## 4 事後措置の実施

入校先の健康管理者は、指示区分B：要注意・要医療の学生が入校後、速やかに当該疾病障害について医師に受診させるとともに、事後措置、特に体育活動に関して医師の指示を得る。

添付書類：別紙様式

